

要 望 ③	<p>1. 保健所は、所有者の有無、譲渡の有無、予算の上限にかかわらず、収容した全ての負傷動物の診療を行い、適切な処置をしてください。</p> <p>2. 治療回復した猫は殺処分せず、リリースをしてください。</p> <p>3. 注射による安楽殺処分も診療簿に記載してください。</p>
趣旨概要	<p>本県は、前回の要望に対して、「負傷動物に対して、少しでも多くの命が助けられるよう、獣医師会の協力のもとで適切な治療を行っていきたい」と回答（健福 05-6063 号）されていますが、その後も骨折を放置して状態を悪化させる事例がありました。何の治療も施さずに殺処分するなど、情報開示した診療簿から適切な治療が行われていないと推察されます。手術を要したり、重篤な症状の場合、1頭あたり2万円の予算では回復までの治療が見込めないと思われれます。</p> <p>また注射による安楽殺処分は治療にあたらなないとして診療簿に記載していない職員がいらっしゃいますが、どのような処分をしたのか記録するのは命を預かった県の責務と思われれます。</p>

要 望 ④	<p>飼い主不明猫にまつわる苦情・相談に対し、駆除ではなく、自己防衛の方法や TNR・地域猫などの共生の取り組みをアドバイスするようマニュアルを作成し、保健所職員に徹底させてください。</p>
趣旨概要	<p>餌やりさんに対し「餌をやらないように」「自分の家に入れて飼うように」「餌をやるなら飼い主責任を」等と誤った指導をしたり、猫の糞尿等の苦情主に「民事で訴えるように」と煽ったり、自治会に餌やり禁止のチラシを回覧させたりと、共生の取り組みとは真逆の指導をしている職員が多数いらっしゃいます。このような指導は住民同士を争わせ、コミュニティを破壊し、猫問題から人間関係を深刻化させている要因となっています。</p> <p>餌をあげる行為はボランティアであり、猫の命を守るだけでなくゴミを漁るなどの被害を防ぐ公益活動でもあります。環境を守るため、地域住民の理解・協力が得られるような指導が必要です</p>